

(1) 令和5年度 モニタリング評価表

施設名 浦安市発達障がい者等地域活動支援センター

指定管理者名 社会福祉法人千楽

令和6年3月31日

	営業日数	利用者数				収入額(指定管理料を除く)		
		個人	団体	年間利用者	達成率	施設利用料 (利用料金収入)	他収入 (自主事業収入等)	計
今年度	245日	92人	0団体	92人	%	0円	(1)自主事業収入 2,348,579円 (2)生産活動収入 254,870円	(1)(2)合計2,603,449円
前年度	日	人	団体	人	%	円	円	円

(注1) 達成率は、事業計画書に年間利用者の目標人数等を掲げた施設のみ記載します。

(注2) 施設利用料は、該当する施設のみ記載します。

(1) モニタリングの内容

- ① 評価の視点を参考に、各評価項目を総合的に評価します。
- ② 協定書や仕様書等で実施することになっている事業などを規定どおりに実施した場合を2点(標準)とします。
- ③ 協定書や仕様書等の内容以上の取り組みや優れた成果が見られた場合に3点とします。
- ④ 協定書や仕様書等に定められた事項が様々な事情で実施できなかった又は予定した水準に到達していない部分がある場合は1点とします。
- ⑤ ③又は④に該当する場合は、その評価を行った理由を評価意見欄に記載します。
- ⑥ 四半期モニタリングでは、その時点での評価を行います。

*施設の性質や設置目的等により、評価の視点を追加変更します。

分類	NO	評価項目	評価の視点	指定 管理者 評価	施設 所管課 評価	評価意見（加点・減点した場合に記載）
総則事項	1	設置目的の達成	<ul style="list-style-type: none"> 施設を最大限活用し、施設の設置目的に沿った成果を得られている。 	<u>2</u>	<u>2</u>	(指定管理者) (施設所管課)
総則事項	2	業務従事者の要件等	<ul style="list-style-type: none"> 業務執行体制（各業務・作業責任者等）が明確になっている。 従事者の変更があった場合は速やかに市に報告している。 	<u>2</u>	<u>2</u>	(指定管理者) (施設所管課)
総則事項	3	報告書提出	<ul style="list-style-type: none"> 法令等で定められた書類が提出されている。 年度当初に業務計画書、収支予算書が提出されている。 年度末に事業報告書、収支決算書が提出されている。 報告書の内容に不備は無い。 	<u>2</u>	<u>2</u>	(指定管理者) (施設所管課)

分類	NO	評価項目	評価の視点	指定 管理者 評価	施設 所管課 評価	評価意見（加点・減点した場合に記載）
総則事項	4	意思疎通	<ul style="list-style-type: none"> 市と指定管理者との間で適宜十分な連絡、打合せがなされている。 	<u>2</u>	<u>2</u>	(指定管理者) (施設所管課)
総則事項	5	広報関係	<ul style="list-style-type: none"> 施設内の案内表示等が適切になされている。 パンフレット類が整備されている ホームページが見易く、適宜更新されている。 	<u>2</u>	<u>2</u>	(指定管理者) (施設所管課)
総則事項	6	職員の接客	<ul style="list-style-type: none"> 職員の服装やマナー、言葉遣いは適切である。 利用者への案内や説明は適切に行われている。 	<u>2</u>	<u>2</u>	(指定管理者) (施設所管課)

分類	NO	評価項目	評価の視点	指定 管理者 評価	施設 所管課 評価	評価意見（加点・減点した場合に記載）
維持管理事項	7	各種管理記録等の整備・保管	<ul style="list-style-type: none"> ・各種業務計画書、点検記録が適切に整備、保管されている。 ・施設の修繕、事故等の履歴が整備、保管されている。 ・業務日誌等の報告書が整備、保管されている。 ・加入している保険を市に報告している（傷害保険等。） 	<u>2</u>	<u>2</u>	<p>(指定管理者)</p> <p>(施設所管課)</p>
維持管理事項	8	取扱説明 法定点検 定期点検 修理	<ul style="list-style-type: none"> ・機器等の取扱説明書が適切に整備・保管されている。 ・法定保守点検は点検内容、時期等が法令基準に基づいて実施され、選任資格者の責任によって計画・実施されている。 ・点検によって異常が認められる場合は、速やかに修繕、交換、分解整備、調整等を行っている。 ・不都合が生じた場合の報告を適切に行い、修理、更新が必要な場合は原因等を含めて速やかに報告している。 ・修繕工事は適切に行われ、市に報告している。 	<u>2</u>	<u>2</u>	<p>(指定管理者)</p> <p>(施設所管課)</p>

分類	NO	評価項目	評価の視点	指定 管理者 評価	施設 所管課 評価	評価意見（加点・減点した場合に記載）
維持 管理 事項	9	清掃	・施設内の清掃が、適切に行われている。	<u>2</u>	<u>2</u>	(指定管理者) (施設所管課)
維持 管理 事項	10	計画書等 鍵管理 防災	・業務が計画書に基づいて実施されている。 ・不審者に対するの適宜質問、警察へ通報する等マニュアルを作成している。 ・マスターキー等は、適切に管理されている。 ・防災マニュアルが作成されている。 ・災害時の職員配備体制が明確になっている。	<u>2</u>	<u>2</u>	(指定管理者) (施設所管課)
維持 管理 事項	11	樹木管理 花壇管理	・植栽の手入れが行き届いており、適切に管理されている。	<u>2</u>	<u>2</u>	(指定管理者) (施設所管課)

分類	NO	評価項目	評価の視点	指定 管理者 評価	施設 所管課 評価	評価意見（加点・減点した場合に記載）
運営 関連 事項	12	非常時・緊急 時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態発生時の対処マニュアルが整備、保管されている。 ・緊急事態発生時や危険が予測された場合、直ちに措置を講じ市に報告した。 	<u>2</u>	<u>2</u>	(指定管理者) (施設所管課)
運営 関連 事項	13	個人情報保護	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者等の個人情報を保護するための対策が適切に実施されている。 	<u>2</u>	<u>2</u>	(指定管理者) (施設所管課)
運営 関連 事項	14	業務関連情報 の共有化	<ul style="list-style-type: none"> ・職員間で情報を共有化する機会が設けられている。 ・ヒヤリハット事例などが施設内で共有化されている。 	<u>2</u>	<u>2</u>	(指定管理者) (施設所管課)

分類	NO	評価項目	評価の視点	指定 管理者 評価	施設 所管課 評価	評価意見（加点・減点した場合に記載）
運営事項	15	機器管理、システム管理	<ul style="list-style-type: none"> ・研修を実施している。 ・更新・変更は常になされている。 ・トラブルが起きた場合、適切に処置している。 	<u>2</u>	<u>2</u>	(指定管理者) (施設所管課)
運営事項	16	管理運営	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者が安全に快適に使用できている。 ・利用者からのクレーム対応は適切に行った。 ・利用者アンケート等の結果から、施設利用者の満足が高い。 	<u>2</u>	<u>2</u>	(指定管理者) (施設所管課)
運営事項	17	平等利用の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者が限定されない場合、利用者が平等に利用できるよう配慮されている。 ・利用者が限定される場合、利用者の選定が公平に行われている。 	<u>2</u>	<u>2</u>	(指定管理者) (施設所管課)

分類	NO	評価項目	評価の視点	指定 管理者 評価	施設 所管課 評価	評価意見（加点・減点した場合に記載）
運営事項	18	職員体制	<ul style="list-style-type: none"> 施設の管理運営にあたる人員の配置は合理的である。 職員の資質・能力向上を図る取組みがなされている。 	<u>2</u>	<u>2</u>	(指定管理者) (施設所管課)
運営事項	19	事業の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> 事業計画に基づいた事業が実施されている。 施設の設置目的に沿った、自主事業が実施されている。 	<u>2</u>	<u>2</u>	(指定管理者) (施設所管課)

○総評（総合的に判断した管理運営に関する評価・コメント）

・指定管理者

・地域活動支援センターI型登録者数は令和4年度が59名であったのに対し、令和5年度は48名であった。女性の登録者数が9名ほど減っており、男性登録者数はほぼ変わらない一方で、女性の利用に関しては課題があることを示している。発達障がい等当事者にとって、他者との交流に不安感を抱く可能性は高いことを想定し、利用を希望していても男性が多く利用している状況でいかに女性利用者が安心して利用できるか、環境整備が必要と考える。憩いのスペースのほか、フリースペースも有効活用し、必ずしも憩いのスペースで過ごすことばかりでなく、女性のスタッフが常駐している中でフリースペースで過ごすことも選択できるように運営をしていくことが必要と考えている。

・委託相談支援事業は令和4年度の相談延べ件数が1209件であったのに対し、令和5年度は540件と半数以下となった。一方で新規相談件数は令和4年度が28件であったのに対し、令和5年度は44件と増加した。相談方法として電話での相談が令和4年度は721件であったのに対し令和5年度は221件と3分の1となっている。新規相談件数は増加した一方で、相談件数を大幅に減らしていることについては、令和2年度に当センターが開設されて以降、当センターが市民や近隣の事業所に周知がされてきたことを示していると考えている。令和5年度の地域活動支援センター登録者を除いて、委託相談支援事業は令和2年度に開設以降、令和5年3月末時点で合計210名の相談を受けた一方で、ある程度の相談回数をもって相談ごとに対する道筋がついて相談の連絡が無い方も多い。開設後数年間でさまざまな相談ごとのニーズがあったが、開設後4年を経過して落ち着いてきたのではないかと考えている。

・令和5年2月には地域活動支援センターI型登録者に対しアンケートを実施した。この中で、職員の言動により不安感が増したことや、職員が忙しい様子があるため落ち着かないなどの回答があった。発達障がい等当事者にとって、予定が不明であったり、他者の言動に対し理解ができない場合、深い不安感を抱くこととなり、本来発達障がい当事者に対しての環境整備を啓発すべき当センターがこのような感想を利用者に表現させたことは重く受け止めるべきことであり、よりいっそう職員研修等を充実させていくことを次年度より計画する。

・施設所管課

令和5年度より指定管理業務となり、実施事業についても変更が生じる中で、利用者からの戸惑いや反発の声は少なく、指定管理者の利用者に対する適切な運営によるものであり、引き続き適切な運営を期待する。

しかし、施設の延べ利用者数には減少がみられたことから、今後の検証および改善を期待するところである。